

平成 30 年 第 11 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 11 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 11 月 16 日 (金)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 11 月 16 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 11 月 16 日 午前 10 時 15 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治		11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮司 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 17 番	長岡 耕二	席番 18 番	坂中 則雄		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	小園 義行	○
2	樽野 利秋	○	10	坪山 博志	○
3	白坂 正治	○	11	池袋 良子	○
4	諏訪 光一	○	12	永田 勇人	○
5	池添 昭一		13	脇田 祐二	○
6	熊野 廉太郎	○	14	橋口 美一	○
7	原田 純一	○	15	中之内 瑞穂	○
8	田尾 昭三	○	16	大原 雅隆	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 89 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 90 号 買受適格証明願いの承認について 議案第 91 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 92 号 農地転用事業計画変更申請の承認について 議案第 93 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 94 号 非農地証明願の承認について 議案第 95 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 96 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 97 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 11 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 17 番、長岡委員と、席番 18 番、坂中委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>〇〇さんのあっせんですが、なかなか厳しい状況にあります。引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2 件、一緒をお願いします。</p>
委員	隈元	<p>〇〇さんの件ですが、桃木中村方面の認定農業者並びに後継者の方に相談してきましたが厳しい状況です。今後は、範囲を広げて活動していきたいと思います。</p> <p>次に、〇〇さんの件ですが、あっせんが成立しましたので報告します。あっせん成立資料の 39 番になります。譲受者は、松山町尾野見〇〇番地の〇〇さんです。土地は尾野見古渡 1201 番 4、1201 番 5、1197 番 1、1153 番 3 の 4 筆、畑で合計面積 6,316 m²です。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で甘藷 6.5ha、キャベツ 70a を作付けし、購入後は甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>池袋委員と活動し、11 月 13 日に総額 170 万円で成立しました。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>10 月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、あっせんが成立い</p>

		<p>たしましたので報告いたします。</p> <p>資料は、あっせん成立資料の 40 番になります。</p> <p>譲受者は、有明町伊崎田〇〇番地 3 の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。〇〇さんは認定農業者であります。土地は、資料に記載のとおりですが伊崎田字尾 5646 番 1 畑 1,961 m²、5643 番 3 畑 2,214 m²の 2 筆です。価格は総額 225 万円で成立しました。成立日は 11 月 13 日、あっせん委員は私と宮脇茂樹委員でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>〇〇さんの分ですが、本日午後からお会いして話をするところです。今からあっせんをしてまいります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、長岡委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>〇〇さんの分ですが、現在、池添委員と交渉しておりますが、まだ成立しておりませんので引き続き活動していきたいと思っております。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>先月の総会で依頼のありました〇〇さんの分が成立しましたので報告いたします。</p> <p>まず、番号 37 ですが譲受者は志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。土地は、安楽字上原 5405 番 1 田 832 m²、5405 番 2 田 999 m²、5406 番 3 田 828 m²での 3 筆です。価格は総額 54 万円でした。</p> <p>次に、番号 38 番ですが譲受者は志布志町安楽〇〇番地〇の〇〇さんです。土地は、安楽字渡迫 5452 番 1 畑 1,368 m²、5452 番 2 畑 391 m²、5452 番 3 畑 1,000 m²、5452 番 4 畑 449 m²の 4 筆です。価格は総額 65 万円でございます。あっせん委員は 2 件とも私と神宮寺委員でした。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>10 月 25 日、市林業振興対策協議会が市役所本庁で開催されました。</p> <p>11 月 7 日、定例常設審議委員会がウエルビューかごしまで開催されました。</p>

	<p>11月14日、農業者年金受給者会有明支部のグランドゴルフが有明市民グランドで開催されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第89号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、9件の申請でございます。</p> <p>まず、5ページ、番号94番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p> <p>はい議長、それでは議案第89号、農地法第3条の規定による許可申請の番号94番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、5ページです。</p> <p>まず、譲渡人は肝属郡東串良町池之原にお住まいの〇〇さん67歳で、譲受人は曾於郡大崎町井俣にお住まいの〇〇さん53歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が1筆で1,092平方メートルです。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、市道一丁田宇都鼻線を宇都鼻交差点から蓬原方面に700mほど進み右折、市道花立・荷返線に入り560mほど南方向に進んだ左手にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、飼料作物を作付けしていくとの事でございます。</p> <p>通作距離は自宅から5kmとの事です。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては耕作不便、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号94番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
主任主査 圖師	<p>はい議長、それでは番号94番を審議いたします。</p>
議長 山下	<p>はい、それでは、番号94番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 95 番を審議いたします。 神宮司委員説明をお願いいたします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました、番号 95 を報告いたします。 譲渡人は、鹿児島市東谷山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、 譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道 523 号志布志有明線を大迫橋から有明本庁へ向かい 1.3 キロ進んだ所から北へ 500 メートル程進んだところの西側に順に 7 筆あります。 本人宅からは、車で約 6 分のところにございます。 〇〇さんは、認定農業者であり、奥さんと 2 人で甘藷を栽培しており、 申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。 農機具は、トラクター 4 台、甘藷掘取機 2 台を保有されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、6 ページ、番号 96 番を審議いたします。 吉野委員説明をお願いいたします。
委員	吉野	会長より依頼のありました、番号 96 を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりでございます。申請地の場所は、 上門集落の上の台地の県道から南の方へ 500 メートル位行った所の西側に あります。本人宅からは、5 分位のところす。

		<p>〇〇さんは、兼業農家でございますが甘藷の他、柿、梅等を栽培しております。申請地には甘藷を作付けする予定でございます。ここは長年荒れておりましたが抜根をされ、きれいな捕場になっております。非常に有難いなと思ったところでございます。</p> <p>農機具は、トラクター3台と田植機を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号97番を審議いたします。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号97を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府堺市北区常磐町〇丁〇〇番地〇お住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。兄弟になります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、高規格道路の有明北インターより岩川方向へ約500メートル行き、東側へ400メートル下りそこから北へ500メートル行った所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところがございます。</p> <p>ここは、これまでも〇〇さんが水稻をつくっておられます。</p> <p>農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスタ等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 98 番を審議いたします。 矢野委員説明をお願いいたします。
委員	矢野	会長より依頼のありました、番号 98 を報告いたします。 譲渡人は、東京都東村山市恩多町〇丁目〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、市役所より南へ約 2 キロメートル進み、市道吉村押切線とグリーンロードの交差点から北東へ約 200 メートルの所です。 本人宅から、車で約 5 分のところにあります。 〇〇さんは、認定農業者であり妻と 2 人でイチゴと水稻を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。 農機具は、トラクター 1 台、動力噴霧器 1 台を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 99 番を審議いたします。 宮脇勇委員説明をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました、番号 99 について報告いたします。 譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、譲受

		<p>人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道志布志有明線を本庁より宇都鼻方面へ進みますと原田機会店があります。そこから300メートルほど行った所に三叉路がありそこを右折して100メートル行った右手になります。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、お茶専業農家で約20ha栽培しております。申請地にもお茶を作付けする予定のことです。</p> <p>農機具は、摘裁機4台、防除機2台、トラクター4台等を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号100番を審議いたします。</p> <p>吉國委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉國	<p>会長より依頼のありました、番号100について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市笠之原町〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、蓬原中野共同茶工場より西へ500メートル程行き、右へ500メートル行った所の左にございます。</p> <p>本人宅からは、1キロのところにございます。</p> <p>〇〇さんは、親子5人で牧草を栽培しており、申請地にも牧草を作付けするとのことでした。生産牛29頭、預託牛220頭を飼育されています。</p> <p>農機具は、トラクター3台、タイヤショベル2台を保有されています。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号101番を審議いたします。</p> <p>永屋委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました、番号101を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりです。申請地の場所は、有明町野神のJAあおぞらスタンドから東へ300メートルの所を右に曲がり、久徳農場の手前の左側に2筆、有明町芝用から県道志布志有明線を野神小学校方向へ1キロ程行った所から左に曲がったところに1筆ございます。</p> <p>本人宅からは、車で10以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、農業経験44年、奥さんと2人で甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター3台、他甘藷栽培に必要な管理機一式を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、8 ページ、番号 102 番を審議いたします。 立山委員説明をお願いいたします。
委員	立山	会長より依頼のありました、番号 102 について報告いたします。 譲渡人は、西之表市国上〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんと三重県四日市市平津新町〇〇番地〇の〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、山重小学校の前の国道 269 号線を鹿屋方面へ 200 メートル行くと山重郵便局があります。その前にあります。本人宅の近くに位置しております。 〇〇さんは、夫婦で野菜や米、牧草等を栽培しており、申請地には牧草を作付けするとのことでした。 農機具は、軽トラ 1 台、管理機 1 台、防除機などを保有されています。 この場所は一部耕作放棄地になっている部分がありましたが、抜根して整地されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって日程第 4、議案第 89 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。 次に日程第 5、議案第 90 号、買受適格証明願の承認についてを議題といたします。 10 ページ、番号 3 番を審議いたします。 調査を依頼された 隈元委員の説明をお願いいたします。

委員	隈元	<p>議案第 90 号、番号 3 番を報告いたします。</p> <p>申請人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書に記載のとおりで市の公売案件による申請です。</p> <p>場所は、松山町泰野のやっちくふれあいセンターから南東へ 300 メートル行った所の道路右下にあります。本人宅からは約 10 分の所にあります。</p> <p>〇〇さんは、家族 4 人で農業をされており、息子さんは認定農業者です。水稲 70 アール、甘藷 5 ha、キャベツ 1 ha を経営されております。</p> <p>農機具は、トラクター 5 台、甘藷ハーベスタ 1 台を保有されています。購入後は水稲を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため買受適格者であると思われまます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 5、議案第 90 号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。</p> <p>ここで、お諮りいたします。</p> <p>買い受け適格者が 決定され、農地法第 3 条の 許可申請が あったときには、会長権限により 農地法第 3 条の 許可証を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なし ということでございますので、そのように 取り扱ひさせて、いただきます。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 91 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>12 ページ、番号 30 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、萩迫委員の 報告をお願いいたします。</p>

委員	萩迫	<p>議案第 91 号、番号 30 番についてご報告いたします。</p> <p>総会資料は 5 ページから 7 ページになります。</p> <p>調査日は 11 月 5 日、調査委員は山迫委員、中之内委員と私です。事務局より 2 名、農政畜産課より 1 名同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、有明本庁より南へ約 3 キロ行きますと下肆部合集落がございますがそこに旧肆部合公民館より東へ約 300 メートル行った所にあります。</p> <p>除外目的は一般住宅で進入路を含むためにこの面積となっております。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は用悪水路、南側は畑、西側は畑です。排水は、合併処理浄化槽と溜めますを設置して北側の水路に流すとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 91 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 7、議案第 92 号、農地転用事業計画変更申請の承認について</p>

委員	<p>山迫</p> <p>てを議題といたします。</p> <p>14 ページ、番号 6 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、山迫委員の 報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 92 号、番号 6 についてご報告いたします。</p> <p>別紙総会資料は 8 ページから 11 ページになります。</p> <p>調査日は 11 月 5 日、調査委員は萩迫委員、中之内委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p> <p>貸人は、鹿児島市星ヶ峯〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の〇〇さん、いちき串木野市冠嶽〇〇番地〇の〇〇さん、志布志市有明町野井倉〇〇番地の〇〇さん、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さん、神奈川県横浜市南区吉野町〇丁目〇番地〇 の〇〇さんです。</p> <p>借人は、曾於郡大崎町神領〇〇番地〇にお住まいの株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、本庁より南へ約 3.2 キロ進み田尾橋を渡り左へ 200 メートル行ったところ です。</p> <p>今回の事業計画の変更は、砂を採取するため申請地を一時的に賃借し採取後は農地に復旧するものであり平成 30 年 8 月までの計画でありましたが申請地付近の河川の堤防及び高速道路の影響で作業できない期間があったため、平成 31 年 10 月まで延期するものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は田、東側は河川、南側は田、西側は田です。</p> <p>申請地は農用地区域内農地に該当します。</p> <p>農用地区域内の転用は原則不許可ですが、本件は一時的な転用であるため不許可の例外の一時転用に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>山下</p> <p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>委員</p> <p>(なし)</p>

議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。計画変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第92号、農地転用事業計画変更申請の承認については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第93号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 最初に、16ページ、番号75番を審議いたします。 現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第93号、番号75についてご報告いたします。 別紙総会資料は12ページから14ページになります。 調査日は11月5日、調査委員は福岡委員、池袋委員と私立山です。事務局から2人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区赤坂〇丁目〇〇番〇号〇〇Fにお住まいの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道65号南之郷志布志線を志布志から末吉高岡方面へ向かい途中全農サイロ株式会社志布志店南九州事業所から南へ300メートル進んだ左側のところです。 転用目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は畑と山林、東側は畑、南側も畑、西側も畑です。排水は、山林北側に水受けを造り流すとのことでした。造成工事はありません。 申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 76 番を審議いたします。 同じく、現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第 93 号、番号 76 についてご報告いたします。 別紙総会資料は 15 ページから 17 ページになります。 調査日は 11 月 5 日、調査委員は福岡委員、池袋委員と私立山です。事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、長野県上田市古里〇〇番地〇 〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、志布志から串間に向かう国道 220 号線に外岩戸石油店がありますがそこから南へ 150 メートル進んだ所の右側になります。 転用目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は山林、西側は畑です。排水は、南側の山林方向に水受けを造り流す予定とのことでした。 造成工事はありません。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 77 番を審議いたします。
		現地を調査された福岡委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡	議案第 93 号、番号 77 についてご報告いたします。
		別紙総会資料は 18 ページから 20 ページになります。
		調査日は 11 月 5 日、調査委員は立山委員、池袋委員と私福岡です。事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。
		譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子にあります。立会人は、代理人の〇〇さんでした。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、志布志から串間に向かう国道 220 号線にある天神墓地入口を右折した所の北側に位置します。
		転用目的は一般住宅です。
		周囲の状況は、北側は雑種地、東側は畑、南側は公衆用道路、西側は宅地です。排水につきましては、ブロックを積み農地に流れないように対策し、側溝に流すとのことでした。
		申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 78 番を審議いたします。
		番号 78 番は、平成 30 年 3 月総会の議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 8 番で審議されましたところの 5 条申請でございま

会場 議長	委員 山下	<p>す。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 93 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 94 号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、18 ページ、番号 37 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、池袋委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	池袋	<p>議案第 94 号、番号 37 について報告します。</p> <p>調査日は 11 月 5 日、調査委員は立山委員、福岡委員と私池袋、事務局から 2 人でした。別紙説明資料は 21 ページから 23 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、安楽小学校から市道安楽線を港方向へ 1.1 キロ程進んだ東側にあります。</p> <p>申請地は、〇〇さんが親から相続してから 20 年以上耕作されておらず、竹林及び山林化しておりました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は山林、南側は公衆用道路、西側は宅地です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 38 番を審議いたします。 現地を調査された、福岡委員の説明をお願いいたします。
委員	福岡	議案第 94 号、番号 38 について報告いたします。 調査日は 11 月 5 日、調査委員は立山委員、池袋委員と私福岡です。事務局から 2 人同行いたしました。 申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。 立会人は代理人の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。別紙説明資料は 24 ページから 26 ページです。 場所は、志布志町の駒水酒店から市道弓場ケ尾佐野原線を横峰集落方面井向かい途中市道横尾下横峰線にのり 50 メートル進んだ北側に位置します。 母が平成 8 年頃住宅を建築し、その後 20 年以上耕作されておらず、現在に至るまで宅地として使用されてきたものです。 周囲の状況ですが、北側は畑、東側も畑、南側は公衆用道路、西側は畑です。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 39 番を審議いたします。 現地を調査された、池袋委員の説明をお願いいたします。
委員	池袋	議案第 94 号、番号 39 について報告いたします。 調査日は 11 月 5 日、調査委員は立山委員、福岡委員と私池袋です。事務局

		<p>局から 2 人でした。別紙説明資料は 27 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 65 号南之郷志布志線を志布志から末吉高岡方向へ向かい途中にある内之倉郵便局手前 150 メートルを左折し、西へ 1 キロ程進んだ所にあります。</p> <p>申請地は、30 数年前に造園業を始めた頃は造園木が植栽されていましたが、その後 20 年以上管理されず山林化し、現在は伐採により原野化していました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、19 ページ、番号 40 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、福岡委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	福岡	<p>議案第 94 号、番号 40 について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は 30 ページから 32 ページです。</p> <p>調査日は 11 月 5 日、調査委員は立山委員、池袋委員と私福岡です。事務局から 2 人でした。</p> <p>申請人は、福岡県春日市昇町〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

		<p>場所は、志布志から串間に向かう県道3号線から倉園橋を渡り旧八屋小学校方向へ600メートル進んだ所の東側に位置します。</p> <p>申請人は、昭和39年に申請地を相続いたしましたが、県外に居住しているため30年以上耕作されておらず、荒廃と原野化で農地復旧できない状態になっておりました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は公衆用道路、西側も公衆用道路です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号41番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、中之内委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>議案第94号、番号41について報告いたします。</p> <p>別紙説明資料は33ページから35ページです。</p> <p>調査日は11月5日、調査委員は萩迫委員、山迫委員と私、事務局から2人でございました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人も本人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>場所は、市役所有明本庁から北西へ約2.3キロ、蓬原中野公民館から東へ約1キロの所にごございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は山林、南側は畑、西側は公衆用道路です。</p>

		<p>現状ですが、畑までの通路が狭く車両が進入できないため、30年以上耕作されておらず、山林化したものです。農地への復元は困難な状態となっております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いたします。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第9、議案第94号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第95号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
主任主査	中尾	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第95号非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として交付するものです。</p> <p>始に、番号40の願出人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、志布志町帖字和田10496番3 田1,942平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志から串間へ向かう県道3号日南・志布志線から潤ヶ野小学校の方向へ右折し、小学校を經由して南へ約900m進んだところの構造改善された小川内地区入口を左折し、更に約300m進んだところの北側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号41の願出人は、愛知県大府市共栄町〇丁目〇番地〇にお</p>

		<p>住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、松山町新橋字平根5675番1 畑1,460平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、志布志市役所松山支所から、県道110号塗木・大隅線を泰野方向へ進むと半下石建設があります。その三差路を左折し約1.3km進んだところの東側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>続いて、番号42の願出人は、鹿屋市寿〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野井倉字山之上8556番1 畑530平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、有明町野井倉にある通山保育園前の道路を北へ約200m進んだところの西側の土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号43の願出人は、鹿児島市唐湊〇丁目〇〇番〇号にお住まいの 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町山重字釣ヶ迫11136番2 畑794平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、国道269号線の芝用交差点から南へ約850m進んだところを左折し 市道795号西稻荷下線を約500m進んだところの北側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号40・41を井久保委員、隈元委員、白坂委員、番号42・43を宮脇茂樹委員、坂元委員、永田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。 ご審議方、よろしく願いたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第10、議案第95号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第11、議案第96号、農用地利用集積計画決定についてを議</p>

<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第96号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、23ページから24ページとなっております。</p> <p>最初に23ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成30年11月30日で、田が2,513㎡、畑が3,400㎡です。所有権を移転する者3人、所有権の移転を受ける者2人であり、売買によるものです。</p> <p>次に、24ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>24ページの番号39の所有権を移転する者は、鹿屋市笠之原町〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で1,021㎡の田で、土地代金は20万円です。移転時期等につきましては、平成30年12月11日を予定しております。</p> <p>次に番号40の所有権を移転する者は、鹿屋市笠之原町〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、水稻の規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、3筆で1,492㎡の田で、土地代金は3筆で15万円です。移転時期等につきましては、平成30年12月11日を予定しております。</p> <p>次に番号41の所有権を移転する者は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町山重の〇〇さんで、メロンの規模拡大を図るということです。</p> <p>設定面積は、1筆で3,400㎡の畑で、土地代金は100万円です。移転時期等につきましては、平成30年12月11日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第96号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、25頁から35頁となっております。</p> <p>まずは、議案書25頁の利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年11月30日で、始期は平成30年12月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年10か月から10年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2,980㎡、畑が6万4,526㎡で、樹園地が4,334㎡で、合計しますと7万1,840㎡となり、うち更新分は2万2,324㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が21名で、利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より2名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>詳細につきましては、26頁から33頁の明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書34頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成30年11月30日で、始期が平成30年12月1日であります。設定期間は4年10か月です。地目別の内訳は、田が994㎡となっております。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は1名であります。</p> <p>詳細につきましては、35頁の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第96号、農用地利用集積計画決定の、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしく願います。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p>

		<p>最初に 26 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番は、吉野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、吉野委員には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(吉野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、26 ページ番号 1 番につきまして、なにか ご意見ございませ んか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めるこ とに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。 ここで吉野委員の入室を許可します。</p> <p>(吉野委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、26 ページ、番号 2 番から、33 ページ、番号 21 番までと、25 ペー ジの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>35 ページ、番号 1 番と、34 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。 これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 11、議案第 96 号、農用地利用集積計画決定については、 原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12、議案第 97 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあつ</p>

次長兼係長 高迫

せん委員の指名についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

はい議長。

それでは、議案第97号の農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。

議案書は37ページから38ページとなっています。

37ページ番号35番の申出者〇〇さんは、志布志町田之浦〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町田之浦字大野原388番10 田2,120㎡の1筆です。

土地の場所ですが、松山町の大野原集会施設から南へ350mほど、行ったところにあります。現在、田は何も耕作してありません。

あっせん委員の指名につきましては、山迫委員と橋口委員でご提案いたします。

番号36番の申出者〇〇さんは、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町内之倉字十文字4077番3 畑4,772㎡と4077番4 畑2,294㎡と4083番6 畑1,883㎡と4087番2 畑5,924㎡と4087番3 3,687㎡と4088番2 畑1,578㎡と4089番2 畑3,516㎡と4091番 畑904㎡の8筆です。

土地の場所ですが、出水中学校から日南・志布志線を日南方向へ進み、御手洗橋を過ぎだところを左折して、八野小学校へ1.5km進むと、左側に墓地があり、その手前を右折し100mほど進んだ周辺に8筆の畑があります。

8筆の畑のうち、6筆は作付けしてありませんが、2筆の畑には甘藷が作付けしてあり、まもなく収穫するとのことでした。

あっせん委員の指名につきましては、長岡委員と池添委員でご提案いたします。

次に番号37番の申出者〇〇さんは、肝属郡肝付町後田〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、志布志町安楽字水神松1036番 田1,150㎡と、1037番 田234㎡と、1038番 田290㎡と、1039番 田1,056㎡の4筆です。

土地の場所ですが、安楽小学校からグリーンロードの方向へ進み、交差点

を右折して300mほど進んだところを左折し、さらに高速道路の橋げた工事の方向へ600m進んだ周辺に4筆の田があります。

現在、田は耕運がされています。

あっせん委員の指名につきましては、吉野委員と谷宮委員でご提案いたします。

次に番号38番の申出者〇〇さんは、鹿児島市東坂元〇丁目〇-〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字宮ノ前595番2 畑2,113㎡の1筆です。

土地の場所ですが、グリーンロードの野井倉大橋から大崎方向へ400mほど進んだ、左側の畑になります。畑は、現在、何も耕作してありません。

あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。

次に番号39番の申出者〇〇さんは、鹿屋市笠之原町〇〇番〇-〇号にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町蓬原字山後2291番1 畑2,484㎡の1筆です。

土地の場所ですが、〇〇さんの旧住居、蓬原中野集落にある家の隣の畑になります。現在は、茶が耕作してあります。

あっせん委員の指名につきましては、坂中委員と上野委員でご提案いたします。

次に番号40番の申出者〇〇さんは、東京都東村山市恩多町〇丁目〇〇番地〇にお住いの方で、売買の申出でございます。

土地は、有明町野井倉字下段5003番3 田1,507㎡と5005番1 田945㎡と5006番1 田954㎡と5025番1 田963㎡と5060番1 602㎡の5筆です。

土地の場所ですが、野瀬電器からグリーンロード方向へ進むと、左側に野井倉開田記念碑の田の神様の石碑があります。その石碑の南側に位置する場所に、4筆の田があり、さらにその田の神様の石碑からグリーンロード方向へ進み、交差点を右折した左側に5060番1の田があります。

5筆の田は、現在ニンジンが作付けしてあります。

あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。

次に番号41番の申出者〇〇さんは、始良市平松〇〇番地〇にお住いの方

		<p>で売買の申出でございます。</p> <p>土地は、有明町野井倉字下段5055番 田993㎡と5059番 田976㎡の2筆です。</p> <p>土地の場所ですが、2筆の田は、先程、説明しました〇〇さんのあっせん農地、5060番1の田の周辺にあります。</p> <p>2筆の田は、現在ニンジンが作付けしてあります。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、矢野委員と田尾委員でご提案いたします。</p> <p>次に番号42の申出者〇〇さんは、松山町泰野〇〇番地にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町泰野字市ノ原2793番3 畑100㎡と2793番4 畑240㎡と2793番5 畑850㎡と2793番6 畑721㎡と字星ヶ崎2858番1 6,345㎡と2860番1 畑1,330㎡の6筆です。</p> <p>土地の場所ですが、県道柿ノ木・志布志線の宮下入り口付近の南側に2858番1の畑と2860番1の畑があります。</p> <p>さらに宮下入り口から志布志方向へ150m進んだところを左折して進むと、鉄棟がありますが、そこを左折した周辺に2793番3、2793番4、2793番5、2793番6の畑があります。</p> <p>6筆は甘藷が作付けしてあり、まもなく収穫するとのことでした。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、福岡委員と白坂委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第12、議案第97号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>

以上で、全日程を終了いたしました。
これで、本日の会議を終了いたします。
ご苦労様でした。